

令和7年10月29日

報道各位

新潟市財務部契約課

指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第2条第1項に基づき指名停止の措置を行いました。

記

1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
①極東開発工業 株式会社 (キョウトウカイハツコウギョウ カブシキガイシャ) 主たる営業所 大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号	①令和7年10月29日～ 令和8年1月28日 (3カ月)
②新明和工業 株式会社 (シンメイワコウギョウ カブシキガイシャ) 主たる営業所 兵庫県宝塚市新明和町1番1号	②令和7年10月29日～ 令和8年4月28日 (6カ月)

2 指名停止理由

特定特装車製品の製造販売に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から公表された。

このことは、指名停止等措置要領別表第2第3号（独占禁止法違反）に該当するため指名停止を行った。

なお、①は公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

②は機械式駐車装置設置工事における独占禁止法第3条違反行為に関して、本市において令和7年7月31日まで指名停止としていた。

3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課 担当 小樋山 （直通025-226-2211）